

【連結財務書類 注記事項】

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

② 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品……………先入先出法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(※)……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～50年

工作物 6年～60年

物品 3年～20年

② 無形固定資産（※）……………定額法

（ソフトウェアについては、本町における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

（※）リース期間が１年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引に係るリース資産を除く。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去５年間の平均不納欠損率または、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び、勤勉手当等並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① リース期間が１年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② ①以外のリース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

① 水道事業について、令和７年度から奈良県広域水道企業団が行うこととなったため、令和７年度より水道事業会計が廃止されます。

② 奈良広域水質検査センター組合は本年度をもって解散となり、水質検査業務は奈良県広域水道企業団が引き継ぐこととなります。それに伴い、令和７年度より奈良広域水質検査センターは連結対象外となり、新たに奈良県広域水道企業団が連結対象となります。

③ 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合は令和６年度をもって解散となります。それに伴い、令和７年度より奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合は連結対象外となります。

3 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

会計名	区分	連結の方法	比例連結割合
水道事業会計	地方公営事業会計（公営企業）	全部連結	—
下水道事業会計	地方公営事業会計（公営企業）	全部連結	—
国民健康保険特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	—
介護保険特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	—
奈良県市町村総合事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	議会・総務・会館管理事業 2.56 % 非常勤職員公務災害補償事業 2.91 %
奈良県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	一般会計 0.74 % 特別会計 0.63 %
奈良広域水質検査センター組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.06 %
飛鳥広域行政事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	一般会計 13.60 % 特別会計 12.00 %
奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.86 %
奈良県広域消防組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.06 %
高取町土地開発公社	地方三公社	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営事業会計は、全て全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

ただし、奈良県市町村総合事務組合の退職手当事業については、連結財務書類の貸借対照表に本村の持分相当の退職手当に係る基金及び退職手当支給準備金を計上することをもって連結したものとみなしています。

- ③ 地方三公社は、全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。